

「気通信番号」、「881」、「091」、「060」、「050」又は「0A B0」を記載すること。

3～8 (略)

第3表 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等

年 月末現在

事業者名

電気通信番号の種類	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号		他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数 (1)－(2)＋(3)
		(1) 番号使用数	(2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの		
1～4 (略)	(略)				
5 電気通信番号規則第9条	70、80又は90から始まる電				

3～8 (略)

第3表 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等

年 月末現在

事業者名

電気通信番号の種類	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号		他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数 (1)－(2)＋(3)
		(1) 番号使用数	(2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの		
1～4 (略)	(略)				
5 電気通信番号規則第9条	70、80又は90から始まる電				

第1項第3号の電気通信番号	気通信番号				
6 電気通信番号規則第9条第1項第4号の電気通信番号	<u>2024から始まる電気通信番号</u>				
7～10 (略)	(略)				
合計					

注1～5 (略)

第1項第3号の電気通信番号	気通信番号				
6 電気通信番号規則第9条第1項第4号の電気通信番号	<u>20から始まる電気通信番号</u>				
7～10 (略)	(略)				
合計					

注1～5 (略)

附 則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。